

計画事業番号	00064	事務事業名	ひとり親家庭支援事業	担当部署	保健福祉部児童家庭課	電話	2216
--------	-------	-------	------------	------	------------	----	------

【基本情報】

事務区分	■自治事務 □法定受託事務		根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法			
事務事業開始年度	平成18年度		個別計画等	北広島市子ども・子育て支援プラン			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第 1 章) 支えあい健やかに暮らせるまち (第 3 節) 子育て支援の充実 (施策 2) ひとり親家庭への支援							
2 対象	1 ひとり親家庭日常生活支援:ひとり親家庭の親及びその児童 2 自立支援教育訓練給付金 3 高等職業訓練促進費等給付金 4 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金:ひとり親家庭の親							
3 目的と内容	ひとり親家庭の生活の安定のため次の支援を行う。 1 一時的に生活援助又は子育て支援が必要なひとり親家庭に対し、家庭生活支援員派遣による食事づくり等の支援を行う。 ※平成28年度からみなし寡婦控除を適用して利用者負担額を計算。 2 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため教育訓練給付金(受講費用の60%)を支給する。 3 母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため、1年以上の養成課程で修業する場合に高等職業訓練促進費等給付金を支給する。 【前回推進計画からの変更点】(H28拡大分で要求)							
4 実施内容(手段)	28年度まで	1 家庭生活支援員の派遣 H27:3件53回 144,700円 H28:3件68件 166,500円 2 自立支援教育訓練給付金 H27:なし H28:1件29,880円 3 高等職業訓練促進給付金 H27:4件4,446,000円 修了給付金2件100,000円 H28:2件946,000円 修了給付金2件75,000円 4 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 H28:なし						
	29年度	上記に加えて以下のとおり変更を行い事業を実施する。 1 自立支援教育訓練給付金は雇用保険法による一般教育訓練給付(受講費用の20%)の受給資格者を支給対象に加え、差額分の支給を実施する。 2 高等職業訓練促進給付金は受給対象となる資格に准看護師、社会福祉士など6種の資格を追加して実施する。 3 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金は対象者にひとり親家庭の児童を追加して実施する。						

【事業の計画・実績】

平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画
家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給	家庭生活支援員派遣 68件 自立支援教育訓練給付金 1件 高等職業訓練促進費等給付金 2件(継続2件、修了2件) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	家庭生活支援員の派遣 能力開発のための教育訓練給付金を支給 資格取得のための高等職業訓練給付金を支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成30年度に向けた具体的な方向性		評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。		「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統合」 「休止・廃止」 「終了」
1次評価	現状継続	一時的に生活援助等が必要なひとり親家庭への支援を行うとともに、資格を取得することで就業による自立につながることから、現状継続とする。		
2次評価	現状継続	現状継続とする。		

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			1,217		1,780		7,920		7,920	
事業額	直接事業費	国支出金	787		1,200		5,805		5,805	
		道支出金	124		135		135		135	
		地方債	0		0		0		0	
		その他特財	0		0		0		0	
		一般財源	306		445		1,980		1,980	
	① 合計	1,217		1,780		7,920		7,920		
人件費 (左側:一般、 右側:再任用)	② 人数(年間)	0.30	0.00	0.30	0.00	0.30	0.00	0.30	0.00	
	③ 1人当り年間平均人件費	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	
	④ =②×③	2,520	0	2,520	0	2,520	0	2,520	0	
総事業費①+④			3,737		4,300		10,440		10,440	

【評価指標】

指標名			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	①児童扶養手当受給者数(3月末)	目標値	人	537	537	537	537
		実績値	人	501			
	②日常生活支援事業利用者数	目標値	人	2	2	2	2
		実績値	人	3			
③教育訓練給付金事業修了者数	目標値	人	3	3	3	3	
	実績値	人	1				
④高等職業訓練促進給付金受給者数	目標値	人	5	5	5	5	
	実績値	人	2				
成果指標	① 日常生活支援利用率 【②利用者数/受給者数】	目標値	%	0.3	0.3	0.3	0.3
		実績値	%	0.6			
	② 教育訓練修了者数 【修了者就職人数/修了者数】	目標値	%	100	100	100	100
		実績値	%	-			
	③ 高等職業訓練修了者就職率 【指標の定義(算式等)】	目標値	%	100	100	100	100
		実績値	%	-			

【評価項目】

チェック項目		評点	コメント
妥当性	・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか? ・上位の施策への貢献度は大きいですか? ・特定の団体の利益に偏っていませんか? 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	一時的に生活援助が必要となるひとり親家庭の日常生活を支援することや、経済的に安定していないひとり親家庭の自立支援施策として能力開発の取組を行うことは、国のひとり親家庭等の自立支援施策の一環であり、妥当である。
達成度	・計画どおりに成果があがっていますか? 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	日常生活支援を必要とするひとり親にとって、家庭生活派遣員のh邪見は生活の安定に有効な手段である。また、就業支援の給付金支給は、資格取得後の修業実績が高く、ひとり親家庭の親の就職に非常に有効な手段である。制度の周知、普及をさらに進めていく。
成果向上	・成果が現状よりも向上する可能性がありますか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	日常生活支援は、家庭環境安定のための生活援助とともに、就業支援は就職につながる資格取得に限っており、ともにひとり親家庭の負担の軽減と生活の安定に有効である。
経済性	・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	日常生活における受益者負担は国の要綱で定められた額としており、費用についても事務費を単価契約とするなど、国の補助基準額溶離効率的に運営している。また、教育訓練給付金、高等職業訓練給付金についても国の基準に沿って支給しており削減の余地はない。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	<input type="checkbox"/> 法律の義務付けあり <input checked="" type="checkbox"/> 法律の義務付けなし
【民間活力の活用性評価】 (事業担当部局が評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 <input type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。